

令和8年度 量子実証モデル事業運営業務委託に係る公募型企画提案実施要領

1 目的

川崎市では、令和7年3月に策定した「新川崎・創造のもりの機能更新に向けたイノベーション拠点整備基本計画」に基づき、量子技術に関する多様な研究開発、教育、実証プロジェクトを、新川崎・創造のもりを中核にした市内全域で、様々な企業・大学等と連携しながら推進する「量子イノベーションパーク」の実現に向けた取組を進めている。

本事業は、市内における量子技術を活用した社会実装の推進に向けて、本市が全国に先駆けて市内を対象とした実証フィールドを提供し、地域・行政課題の解決や市内の産業活性化につながる先進的な実証事例を創出することを目的とする。

また、実証の成果や進捗を市内外へ幅広く発信することで、企業の量子技術分野への新規参入や、市民の量子イノベーションパークの取組への理解度・期待感の向上を目指す。

2 公募の概要

(1) 業務の名称

令和8年度 量子実証モデル事業運営業務委託

(2) 業務内容（※詳細は別紙仕様書を参照）

「量子実証川崎モデル創出事業」の事務局運営

ア モデル事業の公募

イ モデル事業の選定補助

ウ モデル事業の実証支援

エ 成果報告会の開催、成果発信

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月26日まで

(4) 契約上限額（参考金額）

11,000千円（消費税及び地方消費税含む）

(5) 選定方式

公募型企画提案方式による提案審査

※提出書類に基づく書類審査とします。複数の選考委員が、応募者から提出された応募書類によって審査を行い、採択を決定します。公募内容や応募資格に合致していない企画は選考対象外となります。

(6) 企画提案書類の提出期限

参加意向申出書受付：令和8年2月19日（木）～3月6日（金）

企画提案書の受付：令和8年3月11日（水）～3月19日（木）

3 参加者の資格要件

次の条件をすべて満たしていること。

- (1) 本業務に関するノウハウや他官公庁等における実績がある者。
- (2) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格者名簿において、業種「その他」に登録がある者、または、登録申請中であり、企画提案審査会時点で登録される見込みである者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立がなされていない者。又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない者。
- (4) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者。
- (5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (6) 団体又はその代表者が市民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者。
- (7) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者。
- (8) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75条）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者。

4 公募のスケジュール

- (1) 公募要領の公表
令和8年2月19日（木）
- (2) 参加意向申出書の受付
令和8年2月19日（木）～3月6日（金）
- (3) 参加資格要件の確認通知
令和8年3月10日（火）
- (4) 企画提案に関する質問書の受付期間
令和8年2月19日（木）～3月6日（金）
- (5) 質問書回答
令和8年3月10日（火）
- (6) 企画提案書の受付期間（締切）
令和8年3月11日（水）～3月19日（木）
- (7) 企画提案審査会（書類審査）
令和8年3月25日（水）（予定）
- (8) 審査結果通知発送
令和8年3月30日（月）（予定）
- (9) 契約締結
令和8年4月1日（水）（予定）

5 担当部署

川崎市経済労働局イノベーション推進部スタートアップ支援・量子イノベーション推進担当

〒210-8570 神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地
電話(直通): 044-200-1915 FAX: 044-200-3920
メールアドレス: 28innova@city.kawasaki.jp

6 委託業務の内容

業務の詳細は、仕様書を参照のこと。

7 提案に含める内容等

別紙仕様書に記載の事業目的を達成するため、提案者の過去の関連する業務実績や知見等を活用し、次の内容について提案すること。

(1) 本事業の実施について

ア 提案者の有するネットワークやプロモーション媒体等を活用した多様な事業者やテーマの提案を促す工夫

イ 採択された事業者の取組内容における、関係機関との調整やビジネス・技術面等での支援体制

ウ 市民や企業等の理解促進や参画への機運醸成につながるような成果発信の工夫

(2) 市内企業等の量子技術活用促進

市内企業や本市の事業での新たな量子技術活用や量子関連企業との連携を生み出すための工夫

(3) その他

その他、本業務の目的達成のために、仕様書の記載内容に関わらず、より効果が見込まれる実施内容があれば、積極的にご提案ください。

8 参加に係る書類の提出

この企画提案に参加を希望する事業者は、次により参加意向申出書を提出してください。

(1) 提出方法

持参、郵送

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、期限までに到着するようにしてください。

(2) 参加意向申出書の提出期限

令和8年3月6日(金)必着

持参の場合の受付は、提出期間中の日(土曜日・日曜日・祝日を除く)の午前8時30分から午後5時まで(午前12時から午後1時の間を除く)の間とします。

(3) 提出場所

「5 担当部署」に同じ。

(4) 提出書類

ア 参加意向申出書(様式第1号)

押印が必要となりますので、原本でご提出ください。

イ 企業概要(任意様式)

パンフレット等提案者の組織概要がわかるもの。

ウ 業務実施体制(様式第2号)

(ア) 会社概要、業務実施体制及び同種・類似の業務実績を記載すること。なお、複数事業者で連携して事業を実施する場合は、代表会社について記入し、「本事業実施部門業務内容」の欄に協力会社名及び役割分担を記入すること。

(イ) 職員数については、正社員及びそれに準ずる社員数を記載すること。

(ウ) 同種の業務実績を川崎市、他の官公庁、民間等を含めて記載すること。

(5) 確認通知の送付について

参加資格要件の確認通知は、令和8年3月10日（火）に電子メールで送付します。

9 質問及び回答

(1) 質問の提出方法

本件企画提案の実施内容に質問がある場合は、質問書（様式第4号）に質問内容を記入し、電子メールにより「5 担当部署」へ提出することとします。

※電話又は口頭による質問は受け付けません。

(2) 質問の受付期限

令和8年3月6日（金）必着

(3) 回答方法

受付期間内に寄せられた質問及びそれに対する回答は、一覧表に取りまとめ、3月10日（火）に応募者全員に対して電子メールで送信します。

※類似の質問内容は、質問を統合し一括して回答します。

10 企画提案書の提出

(1) 提出方法

電子メール

(2) 提出期限

令和8年3月19日（木）午後5時まで

(3) 提出場所

「5 担当部署」に同じ。

(4) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）

(ア) A4横版とし、表紙を除き10ページ以内で作成してください。

(イ) 概念図や業務フロー図などを活用し、分かりやすい表現としてください。

(ウ) 提案以外の内容は記述しないこと。

イ 見積書

(ア) 様式は任意とします。ただし、積算の内訳は可能な限り細分化してください。

(イ) 人件費については業務内容ごとの工数、直接経費については費目ごとの金額を示し、その積算根拠についても記載すること

ウ 会社概要（パンフレット等）

(5) 企画提案書等の取り扱いについて

ア 提出された企画提案書等は、返却しないものとする。

イ 受付後は、企画提案書等の差替え、変更又は追加は不可とする。

ウ 企画提案書等は、あくまでも本業務の委託にあたり知識、経験等があるかどうかを見る資料であり、企画提案書に記載の内容は尊重するが、全ての提案内容が契約に反映されるとは限らない。

エ 企画提案書の受領後、本市が必要であると判断した場合には補足資料を求めることがある。

1 1 選定方法

提出書類に基づく書類審査を実施し、企画提案の内容や実績等について総合的な判断を行った上で採択する受託予定者を決定する。ただし、公募内容や応募資格に合致していない企画は選考対象外となる。

(1) 企画提案選定委員会の設置

ア 川崎市経済労働局内に企画提案選定委員会を設け、企画提案書の内容審査を行う。参加者の中から、各委員の最高得点の獲得数が最も多い業者を受託予定者、次点の業者を次点者として選定する。なお、採点の結果、各委員の最高得点の獲得数が最も多い業者が複数の場合（同点の場合）は、次の順で業者を選定するものとする。

(ア) 最も高い総合得点を獲得した業者を選定

(イ) 見積書の総額が最も安い業者を選定

イ 最高得点の6割を基準点とし、総合得点が基準点以上の業者のみ適正と判断する。また、提案者が1社であっても、基準点未満の業者は、対象外とする。

ウ 会議の公開

企画提案選定委員会は、川崎市審議会等の公開に関する条例（平成11年3月19日条例第2号）第5条第3号の規定に基づき非公開とする。

(2) 選定基準

評価項目 評価の着眼点

ア 企画提案の視点・内容

- ・事業目的を十分に理解し、仕様に沿った具体性のある提案となっているか
- ・事業目的に沿った十分な成果が見込めるか

イ 提案内容の工夫

- ・提案者の強みを生かした工夫（独創性）がみられるか
- ・提案者の実績を生かした提案がなされているか

ウ 事業実施体制

- ・事業実施に必要な専門知識を有しているか
- ・業務遂行に適切な実施体制を構築しているか

エ 取組意欲・積極性

- ・積極性があり、前向きな提案がなされているか

オ 提案内容の実行可能性

- ・十分に実行が可能な方法となっているか
- ・実現可能な実施手順・スケジュールとなっているか

カ 経済性・効率性

- ・企画提案内容に対して、見積金額が妥当なものであるか

- ・提案内容に無駄がないか

1 2 失格事由

次の事由に該当する場合は、失格となります。

- (1) 企画提案書が提出期限内に提出されなかった場合
- (2) 企画提案書の内容に虚偽の記載がある場合
- (3) 他の参加者の協力者となった場合
- (4) 企画提案書の提出後に本実施要領「3 参加者の資格要件」に定める要件を満たさなくなった場合
- (5) その他、本実施要領に定める手続、方法等を遵守しない場合

1 3 選定結果の通知

選定後、速やかに各事業者あてにメールで通知します（令和8年3月30日（月）予定）。
なお、選定結果等の電話での直接のお問い合わせには、応じられませんので御了承ください。

1 4 その他

- (1) 提出された企画提案書は、企画提案の審査・選定以外に提出者に無断で使用しません。
- (2) 企画提案書は、あくまでも採択事業者を選定するための資料であり、その内容は尊重しますが、必ずしもその内容に限定されないものとします。
- (3) 選定委員会により選定された最優秀者と仕様の細部や契約金額等について協議し、協議が成立した場合には、本業務に係る随意契約を締結します。この場合において、改めて仕様書を作成し、見積書の提出を求めることとなります。
- (4) 当該発注に関する一切の手続きは日本語にて行うこととし、使用する通貨は円とし、契約書を作成します。
- (5) 企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とします。
- (6) 原則として、事業に要した経費は、事業終了後に完了検査を行った上で、支払います。
- (7) その他、業務の実施に必要な事項は、本市と受託者で協議の上、定めることとします。
- (8) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和8年3月頃）を要します。